

## 第4章 幼児児童生徒の指導・管理に関する規程

### 10 高等部内規（生徒指導方針）

本校高等部の生活指導では「皆が楽しく充実した学校生活を送る」「卒業後、社会人としての態度・意欲を培う」ということを目指し、学級活動や学習活動など学校生活全般で生徒指導に取り組んでいる。この取り組みは、学校と家庭が共通の認識を持ち、同じ姿勢で臨むことでより大きな効果を発揮し、生徒が自覚を持って目標を達成できるものとする。

#### 1 始業時間と終業時間

始業時間までには教室に入室し、係活動などを行う。部活動や生徒会活動がなければ終業時間に速やかに下校する。下校途中に寄り道をしない。

始業時間（SHRが始まる時間） 8時45分

終業時間（学校が終わる時間） 15時20分

※学校に遅れる時、休む時は、9時までには必ず保護者が学校に連絡する。

※早い登校は安全管理上、原則認められない。早くても8時40分頃を目安に登校する。自力通学等の理由により少し早めの登校も認める場合もある。

※原則、8時55分を過ぎると遅刻扱いとなる。

#### 2 学校生活

##### （1）授業時間、休み時間

- ① 授業時間は50分。休み時間で教室移動やトイレ、次の授業の準備を行う。
- ② 授業に間に合わず遅刻したときは、「遅れた理由」を言い入室する。
- ③ 教室移動の際に誰もいないようであれば「戸締り」「消灯」を行う。

##### （2）持ち物

- ① 授業に関係のないものは持ってこない。（ゲーム、マンガ、おもちゃ、アクセサリ等）上記の物の持ち込みが著しい場合、一時預かり後学期末の保護者面談等で返却する。
- ② 自分の全ての持ち物には名前を書く。
- ③ 貴重品は持ってこない。やむをえず持ってきた場合は担任等に預ける。
- ④ 他人の持ち物を借りたり、自分の持ち物を貸したりしない。

##### （3）携帯電話等

- ① 学校では始業時間から終業時間まで電源を切り、担任等に預ける。
- ② 電話やメールを使って友達同士で会う約束をする時はお互いの保護者の許可を得る。
- ③ 悪口や陰口をメールで送信したり、サイトに書き込んだりしない。
- ④ 住所、電話番号、メールアドレス、画像などの個人情報~~を他人に送らない~~。教えない。
- ⑤ 出会い系サイトや有害サイト、その他あやしいサイトを開かない。
- ⑥ 知らない人からメールがきたら保護者に連絡する。また、あやしいメールは開かない。開いてしまった場合でも返信しない。迷惑メールは無視する。チェーンメールは送信しない。
- ⑦ 着メロ、音楽、ゲームなどは勝手に会員登録やダウンロードしない。
- ⑧ トラブルに巻き込まれた時やその心配がある時は隠さずに保護者や先生に相談する。

##### （4）下校後、休日の過ごし方

- ① 下校後や休日に友達と会う場合は保護者に「いつ」「どこで」「だれと」「何をして遊ぶ」「何時までに帰る」を伝える。
- ② 学校の準備や身の回りの整理整頓はできるだけ自分で行う。

### 3 通学方法

通学方法は、スクールバス、保護者送迎、自力通学とする。スクールバスを利用する際は、バス部に必要書類を提出して許可を得る。自力通学をする際は、自力通学指導を受ける。自力通学の方法は、徒歩か路線バスとする。

※自転車通学は原則認めない。

### 4 服装・身なり

普段から制服を正しく着用し、身だしなみを意識し、清潔に心がける。男女とも、登下校時は制服を着用する。※制服の上から指定ジャージも可

#### (1) 制服

##### 《男子 夏服》

- ① 上着は白の半袖シャツ（ポロシャツ）を着用する。裾はズボンの中に入れる。
- ② ワイシャツの中から華美なTシャツを着ないこと。
- ③ 半袖ワイシャツの中から白、黒、紺、グレー以外の長袖Tシャツを着ないこと。

##### 《女子 夏服》

- ① 上着は白の半袖シャツ（ポロシャツ）を着用する。裾はスカートの中に入れる。
- ② ワイシャツの中から華美なTシャツを着ないこと。
- ③ 半袖ワイシャツの中から白、黒、紺、グレー以外の長袖Tシャツを着ないこと。
- ④ スカート丈は膝にかかる長さにする。

※ 式等に参加する時や校外に出る時、外部の方との面談の時等は、ネクタイやリボンを着用する。

##### 《男子 冬服》

- ① 上着はジャケットを着用する。ジャケットの中は白のシャツを着用すること。裾はズボンの中に入れる。
- ② シャツの中から華美なTシャツを着ないこと。
- ③ ネクタイを着用する。
- ④ 防寒のためにジャケットの中からベストやセーター、カーディガンの着用を認める。色は単色（白、黒、紺、グレー）とする。これらをジャケットの替わりとして着用することは禁止する。同様にジャージやジャンパー等をジャケットの替わりとして着用してはいけない。
- ⑤ マフラー等（ネックウォーマー含む）は校内で着用しない。

##### 《女子 冬服》

- ① 上着はジャケットを着用すること。ジャケットの中は白のシャツを着用する。裾はスカートの中に入れる。
- ② シャツの中から華美なTシャツを着ないこと。
- ③ リボンを着用する。
- ④ 防寒のためにジャケットの中からベストやセーター、カーディガンの着用を認める。色は単色（白、黒、紺、グレー）とする。これらをブレザー替わりとして着用することは禁止する。同様にジャージをブレザーの替わりとして着用してはいけない。
- ⑤ マフラー等（ネックウォーマー含む）は校内で着用してはいけない。
- ⑥ スカート丈は膝にかかる長さにする。

※ 靴はローファー等の革靴も認めるが、履き替えられるよう運動靴を準備すること。

※ 生徒の実態に応じて上記以外の服装を認める。担任の先生に相談し、調整を行う。

### 《制服の衣替え》

冬服から夏服への衣替え → 5月上旬

夏服から冬服への衣替え → 11月中旬

その時期の気温や気候を考慮し、調整期間を前後2～3週間設ける。

### (2) 身だしなみ

- ① 爪は伸ばさず、短くする。マニキュアは禁止。
- ② 歯磨きや洗面など、身体を清潔に保つ。
- ③ 眉毛を細くしない（手入れをする際は、整える程度にする）。化粧を行わない。
- ④ 髪は清潔に保ち、寝癖は直すよう意識する。奇抜な髪型は禁止する。染髪、パーマは認めない。（染めた場合は、黒に染め直すこと）
- ⑤ ネックレスや指輪等の装飾品は学校で身につけない。ピアスは禁止。（穴を塞がないための透明ピアスも認めない。）

## 5 男女交際

高校生は、異性への興味関心が高まる時期である。しかし、興味のままに行動をとっていくと、やるべきことを見失ったり、交際相手やお互いの家族に心配や迷惑をかけてしまうことがある。また、生徒本人では責任の取れないことになる場合もある。男女交際については、以下のルールを守り、お互いを助け合い励みとなる関係になるように教えていく必要がある。

- (1) 交際をしていることを学校、保護者に対し秘密にしない。
- (2) 過度の身体接触を含めた性的行為の禁止。

## 6 法律の遵守

- (1) 未成年者の喫煙（電子タバコ）、飲酒、薬物の禁止
- (2) 無免許運転の禁止（自転車、バイクの2人乗りも違反）
- (3) 暴力・恐喝行為の禁止
- (4) 深夜徘徊（午後10時～午前4時）の禁止（沖縄県青少年保護育成条例）
- (5) 性行為の禁止（沖縄県青少年保護育成条例）
- (6) 入れ墨を施す行為の禁止（沖縄県青少年保護育成条例）

## 7 暴力・いじめ・人間関係のトラブル

学校生活では、友達、先輩、後輩、先生など様々な人と関わり、トラブルが起こることもある。その中で、相手の気持ちを考え、自分の振る舞いを見直していくなかで、成長をしていく。考えの違う人と話し合い、問題が大きくなる前に相談する力を身につける必要がある。

- (1) 暴力行為の禁止（人・物に対して）
- (2) いじめの禁止（執拗・悪質な嫌がらせ、集団での嫌がらせ）

## 8 アルバイト

アルバイトは原則として禁止とする。卒業後の就労に向けた訓練になることもあるため、内容によって認める場合もある。担任もしくは進路の先生に相談し「アルバイト許可願い」と「誓約書」の提出を行うこと。許可については学校長が行う。

## 9 運転免許証の取得

- (1) 原付を含む免許の受験、自動車学校への通学は3年生の夏季休業以降とすること。
- (2) 運転免許証（原動付自転車・自動二輪車・普通自動車）の取得は保護者連署の上、「運転免許取得願い」を学校に提出し、校長の許可を得ること。
- (3) 原動付自転車・自動二輪車・普通自動車の運転免許取得及び取得後の事故等においても保護者が全責任を負うこと。
- (4) 自動車学校通学や受験等で本校の授業や学校行事等に支障がないようにすること。
- (5) 運転免許証を取得した際は、交付後1週間以内に「車両運転に関する誓約書」を保護者連署の上、学校に提出すること。
- (6) 免許取得並びに免許取得後は次の注意事項を守ること。
- (7) 安全で楽しい人生を送るための運転免許証とすること。

- ① 道路交通法を厳守し安全に乗車すること。
- ② 午後10時～午前5時までの乗車は行わないこと。
- ③ 乗車の際は免許証を常に携帯し、提示を求められる時はそれに従うこと。
- ④ 通学または休日等で学校へ行き来する際の運転は一切行わないこと。
- ⑤ 車両を取得（購入など）する際には、任意保険に加入すること。
- ⑥ 車両の貸し借りはしないこと。
- ⑦ 自動二輪車を運転する場合、2人乗りは行わないこと。
- ⑧ 家族以外は同乗させないこと。
- ⑨ 友人が運転する車両には同乗しないこと。
- ⑩ 制服着用での運転はしないこと。
- ⑪ 免許取得並びに乗車する際の責任は、保護者がすべて負うこと。
- ⑫ 免許取得後は学校での安全運転教室には必ず参加すること。

## 10 問題行動が発生した場合の特別指導について

学校のきまりに対し違反や問題行動があった場合、この行動に関して考える良い機会と捉え、指導を行う。対話指導や奉仕活動、日誌・作文指導など問題行動によって指導内容を検討する。場合によっては指導前に保護者に来校していただき、これまでの経緯や指導方針、今後の協力についての確認を行う。

### (1) 特別指導・停学指導の対象となる問題行動

- ① 器物破損
- ② 喫煙・タバコ所持・喫煙同席
- ③ 飲酒・飲酒同席
- ④ 校内での窃盗
- ⑤ 暴力行為
- ⑥ 男女交際のルール違反、みだらな行為・わいせつ行為
- ⑦ 暴力・いじめ
- ⑧ 万引き・窃盗
- ⑨ 薬物乱用 ⑩無免許運転
- ⑪ 恐喝・脅迫
- ⑫ その他問題行動

【補足】

上記⑫その他問題行動について以下の内容があります。

- ・携帯の使用方法
- ・言葉遣い
- ・授業での態度、授業妨害
- ・服装等の身なり
- ・深夜徘徊等を含む。

※特別指導、停学指導は嚴重注意、日誌指導、奉仕活動、管理者指導等と内容に応じて指導を検討する。指導の決定は、関連する係・担当と生徒指導部会議を開き生徒の実態に応じて指導内容を工夫する。また、生徒の実態等に合わせ、特別指導や停学指導が効果的と考えられる場合に限り行う。

※嚴重注意は初期段階における振り返り指導を行う。

※日誌指導は授業に参加して行う。各授業担当職員がその時間の様子を観察し、「指導記録簿」へ記入する。

※管理者指導は保護者同席の上、管理者から嚴重に注意し、本人の意識の改善を図る。

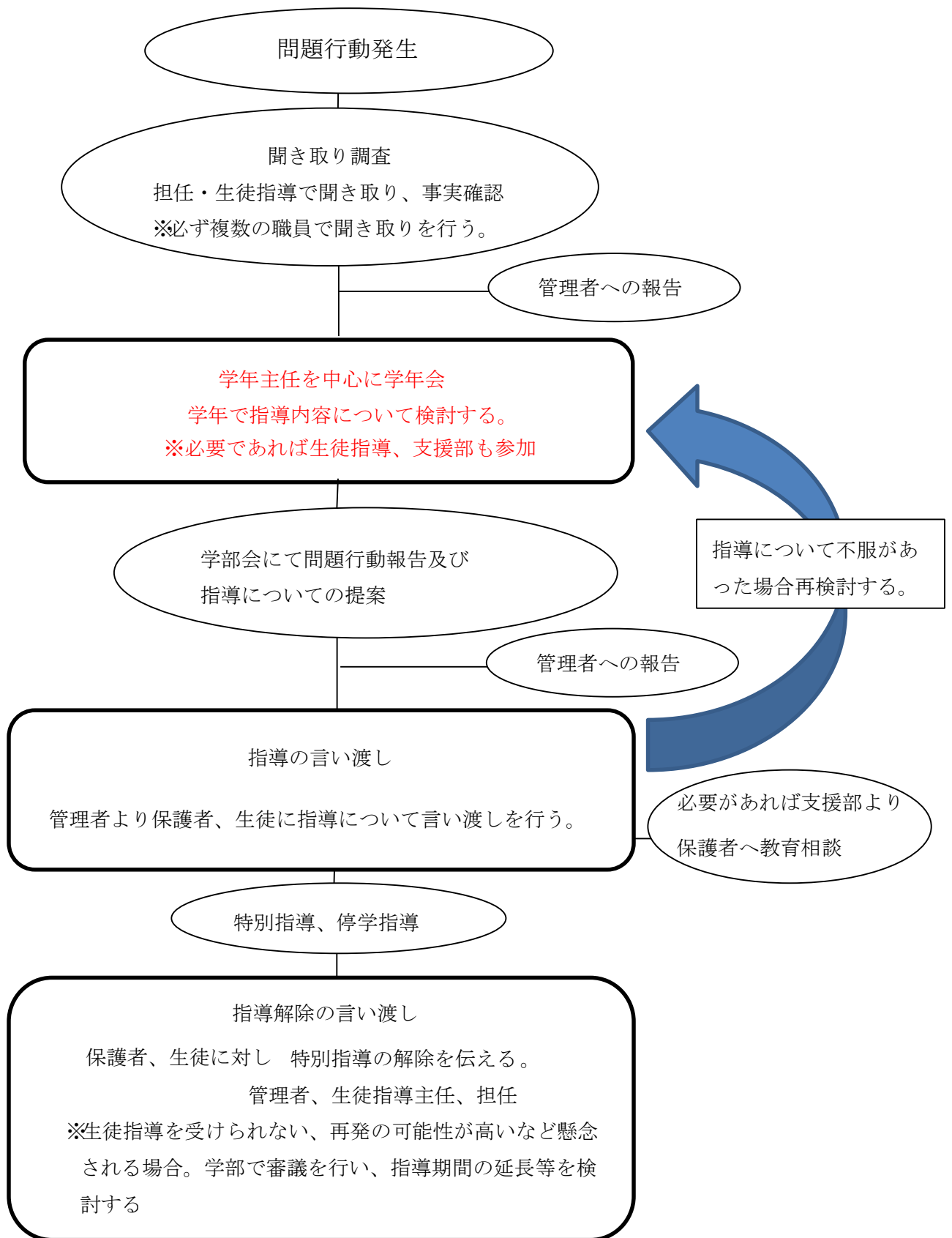
## 1 1 西崎特別支援学校高等部 特別指導・停学指導の懲戒規定について

現在、県内の特別支援学校の生徒指導状況として喫煙や万引きなどの非行行為が増加しています。そのため、他校においては懲戒規定を設けて生徒指導を行っている現状があります。本校の生徒指導状況も他特別支援学校同様、喫煙や万引きなどの非行行為が増加しており、懲戒規定を設けた上で一貫性のある生徒指導を行っていく必要があると考えています。

問題行動	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目以降
器物破損	特別指導 3 日	特別指導 5 日	停学 5 日	審議事項
喫煙	特別指導 3 日	停学指導 3 日	停学 5 日	審議事項
タバコ所持				
喫煙同席				
飲酒	特別指導 3 日	停学指導 3 日	停学 5 日	審議事項
飲酒同席				
校内での窃盗	特別指導 3 日	停学指導 3 日	停学 5 日	審議事項
暴力行為	特別指導 3 日	停学指導 3 日	停学 5 日	審議事項
わいせつ行為 性的問題	特別指導 3 日	停学指導 3 日	停学 5 日	審議事項
いじめ	特別指導 3 日	停学 3 日	停学 5 日	審議事項
万引き・窃盗	特別指導 3 日	停学 3 日	停学 5 日	審議事項
薬物の乱用	停学 5 日	停学 10 日	審議事項	審議事項
無免許運転	停学 5 日	停学 10 日	審議事項	審議事項
脅迫・恐喝	特別指導 3 日	停学 3 日	審議事項	審議事項
その他問題行動	その他教育上重大な問題に関して、その都度審議する。			

- ・懲戒指導は保護者同伴の元、管理者による言い渡し後に行う。
- ・生徒の実態に応じて懲戒の内容を工夫する。
- ・指導中、対外的な活動や生徒会活動、学校代表などに関しては活動を禁止とする。
- ・在学中は3カ年間、学年が変わっても累積指導を行う。
- ・2023年度、職員会議にて確認。
- ・2020年2月 内規変更・追加（服装、携帯電話、その他問題行動の指導内容・方法等）

## 特別指導・懲戒指導の流れ



※保護者連絡をするタイミングは問題行動の内容によって検討する。

#### 1. 聞き取り調査

- ・問題行動が発生した場合は、担任・生徒指導部が、聞き取り事実確認を行う。

#### 2. 担任・担当で指導

- ・事実の確認が確認できたら、担任・生徒指導部で指導を行う。指導内容については、高等部全体で確認する。
- ・内容によって、教科担当等を含め、学部全体で指導を行う。

#### 3. 特別指導

- ・8時45分までに登校する。
- ・指導中は遅刻や無断で欠席しない。  
(正当な理由のない遅刻は2回で1日追加、無断欠席は1回で1日追加)
- ・指導日誌を持参して時間割通り授業に参加し、教科担当教諭から授業の評価を毎時間もらう。
- ・反省、今日一日の行動などを記入する日誌指導を行う。

#### 4. 停学指導

- ・指導の言い渡しは、管理者・担任・生徒指導部・保護者・本人の参加の元で指導の言い渡しを行う。
- ・停学期間中は登校し、別室で問題行動に対しての学習や勤労活動等を行う
- ・反省、今日一日の行動などを記入する日誌指導を行う。
- ・停学期間は休日を含まない。
- ・停学解除は校長・担任・生徒指導部・保護者・本人の参加の元で、停学解除の言い渡しを行う。
- ・停学終了の言い渡しの中で誓約書を提出する。

#### 5. 審議事項

- ・審議事項となった場合、これまでの経緯等を勘案し指導方針、懲戒内容を審議する。
- ・指導の効果が見られない場合、退学も含めて検討する。